

米原市特別職報酬等審議会次第

日時：令和6年11月21日（木）午後3時から
場所：米原市役所本庁舎5階 第二委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 審議事項

米原市議会の議員報酬の額について

4 その他

5 閉会

【資料】

- ・ 第2回米原市特別職報酬等審議会資料
- ・ 市議会の議会改革の取組
- ・ 米原市議会機能継続計画

第 2 回米原市特別職報酬等審議会資料

1 県内各市町の報酬額の状況

米原市	400,000	330,000	300,000	16	37,380
-----	---------	---------	---------	----	--------

自治体名	報酬月額（円）			議員定数 （人）	人口 （人）
	議長	副議長	議員		
大津市	657,000	611,000	563,000	38	343,916
草津市	558,000	492,000	443,000	24	139,939
守山市	500,000	430,000	424,000	20	85,866
彦根市	534,000	454,000	405,000	24	111,118
近江八幡市	475,000	412,000	376,000	22	81,860
東近江市	460,000	390,000	370,000	25	112,064
長浜市	460,000	400,000	370,000	22	113,940
甲賀市	450,000	390,000	350,000	24	88,503
野洲市	430,000	380,000	350,000	18	50,709
湖南市	440,000	380,000	350,000	18	54,359
栗東市	420,000	357,000	325,500	18	70,447
高島市	400,000	340,000	310,000	18	45,783
愛荘町	330,000	260,000	240,000	14	21,302
日野町	320,000	250,000	230,000	14	20,854
竜王町	301,000	226,000	201,000	12	11,522
多賀町	292,000	214,000	185,000	12	7,446
甲良町	250,000	200,000	177,000	12	6,541
豊郷町	246,500	178,000	162,000	12	7,204
県内の市の平均額	475,692	412,769	379,731		
全国の市の平均額	520,000	460,000	425,000		
県内の町の平均額	289,500	222,800	202,000		
全国の町の平均額	296,006	240,274	218,218		

[全国市議会議長会：市議会議員報酬に関する調査結果

および全国町村議会議長会：第 69 回町村議会実態調査から]

県内の市と町の平均額を比較すると、町の平均額は市の平均額の約 5 ～ 6 割程度となっています。この割合は、全国の市と町の平均額を比較しても同じ傾向になっています。

2 近畿2府4県における類似団体の議員報酬の状況

米原市	400,000	330,000	300,000	16	37,380
-----	---------	---------	---------	----	--------

県名	自治体名	報酬月額（円）			議員定数 （人）	人口 （人）
		議長	副議長	議員		
滋賀県	高島市	400,000	340,000	310,000	18	45,783
三重県	亀山市	495,000	420,000	390,000	18	49,298
	いなべ市	495,000	420,000	390,000	18	44,723
京都府	綾部市	450,000	400,000	365,000	18	30,489
兵庫県	赤穂市	486,000	415,000	375,000	18	44,816
	西脇市	465,000	408,000	370,000	16	38,185
	小野市	528,000	449,000	409,000	16	47,166
	加西市	451,000	380,000	350,000	15	41,928
	朝来市	441,000	363,000	324,000	18	28,239
	宍粟市	448,000	370,000	346,000	16	34,570
	加東市	450,000	380,000	350,000	16	39,681
	御所市	460,000	420,000	390,000	13	23,677
奈良県	葛城市	470,000	400,000	370,000	15	37,905

〔総務省：財政状況資料集および

全国市議会議長会：市議会議員報酬に関する調査結果から〕

類似団体とは、人口および産業構造により全国の市町村を35の類型に分類し、同じ類型に属する団体をいいます。近畿2府4県において米原市と同じ類型に属している団体は13団体あります。全ての自治体において、米原市より高い報酬額となっています。

【参考：奈良県内の各市の議員報酬の状況】

自治体名	報酬月額（円）			議員定数 （人）	人口 （人）
	議長	副議長	議員		
奈良市	733,000	644,000	596,000	39	349,385
大和高田市	618,000	535,000	498,000	17	62,413
大和郡山市	690,000	620,000	560,000	20	83,255
天理市	645,000	558,000	520,000	16	61,328
橿原市	622,000	556,000	509,000	23	119,250
桜井市	587,000	504,000	473,000	16	54,878
五條市	538,000	469,000	418,000	12	27,477
御所市	460,000	420,000	390,000	13	23,677
生駒市	610,000	550,000	500,000	22	117,332
香芝市	630,000	530,000	500,000	16	78,585
葛城市	470,000	400,000	370,000	15	37,905
宇陀市	430,000	360,000	330,000	14	27,340

〔全国市議会議長会：市議会議員報酬に関する調査結果から〕

3 県内各市の財政状況および近畿2府4県の類似団体の財政状況

主要財政指標（令和4年度）

米原市	0.53	88.2	5.0	－	99.0
-----	------	------	-----	---	------

自治体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
大津市	0.79	90.9	▲ 0.5	－	99.9
彦根市	0.76	94.4	6.9	56.1	98.1
長浜市	0.53	90.8	1.0	－	97.4
近江八幡市	0.66	88.6	0.7	－	99.0
草津市	0.92	89.2	5.6	－	101.1
守山市	0.82	87.6	4.5	－	101.3
栗東市	0.97	93.5	11.8	86.4	98.3
甲賀市	0.64	90.2	6.3	28.9	96.8
野洲市	0.78	91.8	7.7	23.2	100.9
湖南市	0.75	89.2	7.9	－	100.0
高島市	0.37	95.7	8.7	－	98.7
東近江市	0.60	85.7	7.3	－	100.7

県名	自治体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
三重県	亀山市	0.84	85.2	2.7	－	100.2
	いなべ市	0.79	89.6	9.0	2.3	100.9
京都府	綾部市	0.48	90.4	10.4	97.9	97.7
兵庫県	赤穂市	0.66	91.4	9.9	80.1	97.4
	西脇市	0.45	91.5	9.4	2.9	99.4
	小野市	0.70	89.6	7.3	0.5	100.1
	加西市	0.63	94.9	9.3	－	99.7
	朝来市	0.39	89.0	11.3	－	96.6
	宍粟市	0.34	93.9	6.6	65.6	97.4
	加東市	0.64	88.7	6.0	－	98.7
奈良県	御所市	0.39	99.2	10.7	80.1	99.2
	葛城市	0.50	91.6	8.7	22.4	95.3

[総務省：財政状況資料集から]

財政力指数は、標準的な財政運営に必要となる一般財源のうち、自主財源（自ら調達できる財源）がどのくらい確保できるかという割合を表します。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることになります。1を超えると普通交付税は交付されません。

経常収支比率は、経常的に支出する経費（人件費や公共施設の維持管理経費など）に、一般財源（市税や国からの譲与税など）がどの程度使われているかを表します。こ

の数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることとなり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表します。市で80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。市債返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。この数値が18%以上になると、地方債の発行に国や県の許可が必要となり、25%以上になると、一般単独事業の起債が制限されるほか、早期健全化の判断基準となっています。さらに、35%以上になると、公共事業等債の起債が制限されるほか、財政再生の判断基準となっています。

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の市債や将来支払う可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。

ラスパイレス指数は、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指標です。

4 市議会議員の兼業の状況

	議員専業	兼業	その他(不明含む)
米原市議会 (R6.11.10現在)	11人(68.8%)	5人(31.2%)	—
全国	8,659人(46.8%)	7,987人(43.1%)	1,864人(10.1%)

[全国市議会議長会：市議会議員の属性に関する調から]

米原市議会議員16人の兼業の状況については、11人が議員専業、5人が兼業となっており、全国の市議会議員の議員専業率と比べると高い状況となっています。

5 市議会の活動内容について

(1) 議会報告会・意見交換会等

議会報告会とは、議会が議会における審議結果等を市民に対し説明する場として、また市民との意見交換を通じて、政策提言、政策評価につなげるための市民意識を発見する場として開催されるものです。

①議会報告会

平成 25 年 11 月に施行された米原市議会基本条例に基づき、平成 26 年から平成 28 年までは毎年議会報告会を開催されています。回を重ねるごとに参加者が減少、また固定化されてきたことから、平成 30 年の議会報告会は、従来の対面式ではなく、グループに分かれてワークショップ方式で実施をされています。

	日時	会場数	テーマ	参加者数
第 1 回	H26. 5. 9、10	4	子育て・子育て支援の充実	118 人
第 2 回	H26. 11. 14、15	4	統合庁舎問題	74 人
第 3 回	H27. 5. 8、9	4	道路網の整備	89 人
第 4 回	H27. 11. 13、14	4	議員定数	49 人
第 5 回	H28. 5. 14	2	防災とまちづくり	45 人
第 6 回	H30. 11. 17	2	防災（テーブルトーク）	15 人

②意見交換会

議会報告会の他に、市内の各種団体やグループとの意見交換会を積極的に実施されています。

年度	団体名等
平成 26 年	女性の会
平成 27 年	女性の会
平成 28 年	商工会、女性の会
平成 29 年	各地域の自治会長、女性の会
平成 30 年	シルバー人材センター、伊吹北部 8 集落、米原警察署、社会福祉協議会、商工会、小泉以北 8 集落、女性の会
令和元年	社会福祉協議会、人権総合センター、女性の会
令和 2 年	社会福祉協議会
令和 3 年	社会福祉協議会、総合型地域スポーツクラブ
令和 4 年	女性の会
令和 5 年	米原高校生徒会

③こども議会

幅広い年代層から意見を聴取するため、また子どもと保護者が市議会を知り、自分たちが住んでいる地域に関心を持ってもらえるように、こども議会を開催されています。平成 27 年は合併 10 周年として、令和元年は新元号制定記念として、節目の年に開催をされているところです。

年度	対象者	募集の方法	内容
平成 27 年	小学校 6 年生	学校推薦	一般質問
令和元年	小学校 4 ～ 6 年生	公募	条例案の作成

(3) 政策提言等の状況

議会報告会や意見交換会でいただいた意見は、議会報告会実行委員会で整理し、必要に応じて所管の常任委員会で調査・検討し、引いては議会からの政策提言につなげることとされています。

また、会派等での研修内容は、当市の課題解決のために一般質問で取り上げるなど効果的に活用されています。

[事例 1] 環状交差点（ラウンドアバウト）の整備

平成 29 年 2 月に地元自治会からの信号機設置を求める請願が議会に出され、これを受けて平成 29 年 3 月に議会として意見書を関係機関に提出されています。

その後も米原警察署と信号機の現状と問題点について意見交換を行い、危険箇所の安全対策等についても要望されてきました。

その結果、令和元年 6 月には、交差点が改良され環状交差点（ラウンドアバウト）が完成しました。

[事例 2] 放課後児童クラブ保護者負担金の見直し修正案

年間利用者の異なる月額負担金を統一する原案（月額 8,000 円）に対し、保護者負担割合を 3 分の 1（月額 9,000 円）とする修正案を委員会発議により提案され、本会議で可決されました。

これは、支援員の待遇改善の財源を確保し、経済的にも厳しい世帯の減免措置は拡充して、子育てと財政運営の両立を図ることが目的です。

[事例 3] 新型コロナウイルス感染症に対する「市民のくらし緊急対策」の充実

会派ごとの説明において、疑問点や矛盾点を質されたことにより、上程された議案では原案よりも対象者が拡大されるなど、施策が充実された例がありました。

【別添 市議会の議会改革の取組参照】

6 災害時における議員の役割について

【別添 米原市議会機能継続計画参照】

7 人事院勧告の内容

年	給与改定率	期末・勤勉手当
平成 21 年	△0.22%	0.35 月分引下げ
平成 22 年	△0.19%	0.2 月分引下げ
平成 23 年	△0.23%	—
平成 24 年	水準改定の勧告なし	—
平成 25 年	水準改定の勧告なし	—
平成 26 年	0.27%	0.15 月分引上げ
平成 27 年	0.36%	0.1 月分引上げ
平成 28 年	0.17%	0.1 月分引上げ
平成 29 年	0.15%	0.1 月分引上げ
平成 30 年	0.16%	0.05 月分引上げ
令和元年	0.09%	0.05 月分引上げ
令和 2 年	水準改定の勧告なし	0.05 月分引下げ
令和 3 年	水準改定の勧告なし	0.15 月分引下げ
令和 4 年	0.23%	0.1 月分引上げ
令和 5 年	0.96%	0.1 月分引上げ
令和 6 年	2.76%	0.1 月分引上げ

人事院勧告は、その時々¹の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本とし、毎年出されるものであり、米原市もこれに準じて給与改定を行っています。

市議会の議会改革の取組

1 議会活動に関する改革・改善の動き（近年の動き）

期日	項目	概要	対内的（議会内・執行機関）な効果（アウトプット）	市民生活への波及効果（アウトカム）
令和元年11月	議員タブレットの導入とペーパーレス化の実現	平成30年から議会ICT化推進PTを立ち上げ、タブレットの導入について検討を行ってきました。検討結果を受けて、令和元年11月からタブレットを導入しています。	これまで議案書や説明資料については、紙で印刷したものを配布していました。タブレットの導入により、ペーパーレス化が図られ、紙代もさることながら、職員の人件費や労働時間の削減を図ることができました。また、タブレットは、タイムリーな情報を瞬時に把握でき、執行部、議会双方における議案のプレゼン機能および議案の審査機能の向上につながっています。	
令和3年	議会の見える化に関する改善	新庁舎が稼働し、議場も新しくなったことに伴い、議場システムを活用した一般質問等の見える化（質問項目のテロップ表示）を実践しています。 また、議会だよりの内容について不断の改善を行い、情報発信に努めるとともに、さらには、伊吹山テレビによる委員会のトピックス放送を実施し、議会の広報活動を行っています。	質問事項のテロップ表示により、質問項目が画面に表示されることで、傍聴者・視聴者に一般質問のやり取りがわかりやすくなりました。 また、議会だよりの一般質問記事等については、各議員自らが執筆しており、読んでもらえる議会だよりの改善に取り組んでいます。	市民の意思を行政運営に反映させるためには、行政課題等を市民に共有していただく必要があります。そのためには、本会議における質問のやり取りをわかりやすく発信することが必要です。質問内容をわかりやすく発信することで、行政課題等を市民が把握しやすくなります。
令和4年	一般質問通告書様式の変更	一般質問の通告書様式を更改し、質問の要旨や背景などを記載するように改善しました。	新様式による通告書を作成するに当たっては、通告者による事前の調査と学習が必須となります。このことにより、質問内容の練度を上げ、効果的な質問を展開することができます。	「質問」とは、「質す（ただす）」という意味を含んでいます。議員が一般質問を行う意味は、市長等執行機関が行う施策や、取り組まれている行政課題などについて、議員を通じた市民目線での質問をとおして、行政施策の改善や新たな行政課題の提起につながります。
令和4年	議会デジタル化広聴推進委員会の取組み	若者の意見を議会に取り入れるため、実証実験を兼ね、県立米原高等学校生徒会の生徒さんとワークショップを開催しました。数回にわたるワークショップでは、議員と生徒さんがチームを組み、市の課題と解決策等について話し合いました。	市民の意見や思いを受け止める手法は様々考えられます。その中で、議員と市民が双方向でやり取りし、ディスカッションを行うことが効果的です。このディスカッションを通じて、政策の種を発見し、一般質問を通じた政策提言や委員会における討議による政策提言につなぐことができます。	市民とのディスカッションの機会を設けることで、議会からの政策提言につなげることができます。

市議会の議会改革の取組

1 議会活動に関する改革・改善の動き（近年の動き）

令和5年	予算・決算常任委員会の設置と委員間討議の仕組みを導入	予算および決算の案件について、決算審査時の視点を翌年度以降の予算編成に役立たせる仕組みとして、予算・決算常任委員会を設置しました。また、同委員会においては、委員間での闊達な議論を促すべく、委員間討議の仕組みを導入しました。	決算審査時に指摘した意見を次年度以降の予算編成に役立たせるための政策サイクルの仕組みを構築しました。また、この委員会では、分科会での審査も含め、委員間討議の仕組みを導入したことで、議案審査から生まれる政策提言に向けた仕組みを構築することができました。このことにより、第1回定例会および第3回定例会の会期日程がこれまでよりも長くなっています。	限りある財源をいかに効果的に投入できるかが行政運営においては重要な要素となります。行政施策の無駄を省き、より良い方向に改善することで、行政施策のブラッシュアップにつながります。また、委員間討議の場を制度化することで、意見書や決議書など、議会の意思を市長等執行機関や国の関係機関等へ届けることができるようになります。
令和6年	代表者質問および一般質問の持ち時間の会派内調整の導入	代表者質問および一般質問に係る質問者の持ち時間を会派内で時間調整できる仕組みを導入しました。	質問に係る質問者の持ち時間を調整することで、より重要と思われる質問にはより多くの時間を割くことができ、質問内容に応じて、質問の効果を上げることができます。	質問時間の調整は、会派内で行うこととなります。会派に所属する議員が協力して、質問の効果を上げることができます。質問により行政課題を深堀することで、市民生活の改善につなぐことが想定されます。
令和6年	議会版BCP「米原市議会機能継続計画」の策定	大規模な災害が発生した場合において、議会の機能を維持するための計画を策定しました。	大規模な災害時における議会の行動指針を定めることで、議会としての初動体制を確立することができ、国や県などへの要望活動を迅速に行うことができます。	大規模な災害時には、復旧、復興に向けた莫大な予算が必要となります。議会が国などへの要望活動を強力に行うことで、復旧・復興に向けた予算を確保し、迅速な復旧・復興にむずびつけることができます。

2 議会の意思を表明するための活動

決議書や意見書は、市長や国等に対し、議会の意思を表明するものです。決議書や意見書を受け取った機関は、議会の意思を尊重して事務執行に当たる必要があります。

決議書は、市政運営を監視し、必要に応じて議会の意見を述べることで、市政運営を正しい方向に導く機能があります。また、意見書は、国等の制度設計や制度の改変において、地方の意見を反映させるための機能があります。

市議会の議会改革の取組

令和2年度から現在までにおける議会の意思表明の履歴			
期日	種別	提出先	内容
令和2年9月	意見書	国等	「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書」
令和2年9月	修正可決		「米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」を修正議決 条例案審査の過程で明らかとなった事項について、修正議決するもの
令和2年11月	意見書	国等	「防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書」
令和3年3月	決議書	市長	「令和3年度米原市一般会計予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和3年3月	決議書	市長	「令和2年度米原市一般会計補正予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和3年9月	意見書	国等	「コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方財源の充実を求める意見書」
令和3年3月	決議書	市長	「令和4年度米原市一般会計補正予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和3年3月	決議書	市長	「令和4年度米原市一般会計補正予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和3年3月	決議書		「ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議」
令和3年12月	決議書	市長	「令和4年度米原市一般会計補正予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和4年12月	意見書	国等	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」
令和4年12月	意見書	国等	「学校給食の無償化を求める意見書」
令和5年2月	修正可決		「令和5年度米原市一般会計予算」を修正議決 予算審議の過程で明らかとなった事項について、修正議決するもの
令和5年3月	決議書	市長	「令和5年度米原市一般会計予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和5年3月	意見書	県知事	「精神障がい者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書」
令和5年10月	決議書	市長	「米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議」 条例改正議案審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和5年12月	意見書	国等	「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」
令和6年1月	意見書	県知事	「県北部地域の発展のため戦略的政策実現に向けた「北の近江振興プロジェクト」の実施を求める意見書」
令和6年3月	決議書	市長	「令和6年度米原市一般会計予算に対する附帯決議」 予算審議の過程で明らかとなった事項について、市長に対し意見するもの
令和6年6月	決議書	市長	「本市における地域完結型医療体制の速やかな構築を求める決議」
令和6年9月	決議書	市長	「脱炭素先行地域づくり事業に関する決議」
令和6年6月	意見書	国等	「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」
令和6年9月	意見書	県知事	「県と市との連携による産業用地開発事業に関する候補地の決定に関する意見書」

市議会の議会改革の取組

市議会の年間スケジュール(令和6年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月																															
5月																															
6月																															
7月																															
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

※ 日程については、本市議会に係るものだけを抽出しています。このほかに一部事務組合議会等に係る日程等があります。

委員会協議会等会期外の行事

定例会・臨時会期間

休日

議会改革に伴い、定例会の会期も延びています。特に３月・９月議会では、決算審査の結果を次年度予算に反映することを目的に、委員会の審査期間をこれまで以上に設定したことから、会期が長期にわたることとなりました。

米原市議会機能継続計画

2024 年（令和 6 年）10 月 11 日策定

米原市議会

目次

第1章 総則編

- 1 計画の位置付けおよび目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (1) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (2) 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

第2章 機能編

- 1 議会の権能と災害時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (1) 災害時における議会開会時期の目安・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (2) 団体意思決定に係る議決事項の追加・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - (3) 調査権の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - ア) 議会災害対策会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - イ) 議会災害調査特別委員会の設置・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

第3章 行動編

- 1 議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 議員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 3 執行機関との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 4 議会および議員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

第4章 議会災害対策会議編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

第5章 議会災害調査特別委員会編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

第6章 重大な感染症への対策編

- 1 重大な感染症への対策と議会機能の維持・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 2 重大な感染症下における対応方針の指針・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 3 感染症下に係る定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
 - (1) 重大な感染症下とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
 - (2) 重篤な感染症下とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 4 各感染症下における議会機能の維持・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - (1) 重大な感染症下における対策・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - ア) 保健所の指示による措置・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - イ) 一類感染症が発生した場合の措置・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - ウ) 会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - エ) 行政視察の実施、受入れ・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
 - オ) 傍聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - カ) 感染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - キ) 議員が罹患等した場合の対策・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - (2) 重篤な感染症下における対策・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - ア) 罹患対象者の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

イ) 濃厚接触者への措置	16 ページ
ウ) 保健所の指示による措置	16 ページ
エ) 一類感染症が発生した場合の措置	16 ページ
オ) 会議の開催（本会議・委員会）	16 ページ
カ) 行政視察の実施、受入れ	17 ページ
キ) 傍聴	17 ページ
ク) 感染防止対策	17 ページ
(3) その他	17 ページ
第7章 オンライン委員会編	18 ページ
2 オンライン委員会の流れ【概略図】	27 ページ
第8章 その他	28 ページ
付則 制定・改正の履歴	28 ページ

第1章 総則編

1 計画の位置付けおよび目的

(1) 計画の位置付け

この計画は、米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号。以下「基本条例」という。）第 6 条に規定する災害時における議会の対応に関し、同条第 2 項に基づき、議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定める計画として策定するものである。

(2) 計画の目的

議会は、執行機関が有する執行権は有していない。よって、災害に対して、その復旧等に係る主体的・直接的な役割を果たすことはできない。

議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、災害発生時には、法制度上、自ずと限界がある。

しかしながら、今日的な議会の役割として求められる、政策提言機能の発揮や、多様な政治的性格を有する人的集団としての議会の特性から、国、県への陳情活動など、執行機関をサポートしつつ、復旧・復興に向けた支援についてもその機能の発揮が期待される。そのためには、災害時においても平時と同様にその機能を継続して発揮しなければならない。

この計画は、災害発生時から、復旧・復興に至る過程における議会および議員の役割を明確にし、その持てる権能と多様な人的集団としての特性の全てを総動員しつつ、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を明確にすることを目的としている。

第2章 機能編

1 議会の権能と災害時における対応

(1) 災害時における議会開会時期の目安

平時においては、各定例会および臨時会において、執行機関から提案される議案を審議し、議決することで、市の意思が決定される。しかし、災害時、執行機関は、応急復旧や避難所の開設・運営に係る業務に当たするため、混乱状態に陥ることが想定される。

東日本大震災に被災された仙台市では、臨時会を開会するまでに、発災

時から約 40 日間を要している。

本市議会としては、先例等を参考に、大規模な災害が発生した場合における議会の開会は、執行機関における災害対応状況を勘案し、会期中に発災した場合は別として、会期外に発災した場合は、発災時から概ね 30 日後を一定の目安とする。ただし、この期間は、災害の規模や被災状況等を勘案し、個別に判断することとする。

(2) 団体意思決定^{※2}に係る議決事項の追加

自治法第 96 条第 2 項は、議会の議決を要する事件を条例で定めることができる旨規定している。これを受けて、基本条例第 16 条では、米原市総合計画基本構想および基本計画、米原市都市計画マスタープラン、米原市教育振興基本計画を条例による議決事項として定めている。

今般、同条例に「大規模な災害からの復興に係る総合的な計画」を規定することにより、団体意思決定に関し、議会の意思を反映させることとする。

※2 団体意思の決定とは、法人としての市の意思を決定することをいう。

団体意思の決定は、議会における議決権の行使により決定される。具体的には、自治法第 96 条第 1 項各号および第 2 項の規定に基づく条例により規定されるものが対象となる。本市では、基本条例第 16 条各号に列記している事件を団体意思決定の対象として追加している。

(3) 調査権の行使

ア) 議会災害対策会議の設置

自治法第 100 条第 12 項および米原市議会会議規則（平成 30 年米原市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 168 条第 1 項の規定に基づき、協議の場として、議員全員で構成する議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

災害対策会議は、災害時において、情報収集や市民への情報提供、協議ならびに調整および災害調査を行い、災害時においても議会の機能を維持し、その権能を発揮するために設置するものである。

災害対策会議では、議員による情報収集等を集積し、議会災害調査特別委員会の活動へつなげることも活動の目的とする。

災害対策会議の詳細は、第4章 議会災害対策会議編で規定する。

イ) 議会災害調査特別委員会の設置

臨時会または定例会の開催にあわせ、もしくは、災害の規模や被災状況等を勘案し、市長に対して臨時会の開催を請求の上、議会を開催し、議員全員で構成する議会災害調査特別委員会（以下「災害調査特別委員会」という。）を設置する。

災害調査特別委員会は、災害対策会議による情報収集等の結果を引き継ぎつつ、調査および協議を行う。

協議の結果、必要に応じて国、県への意見書の提出や陳情、要望活動へつなげる。

第3章 行動編

1 議会の役割

議会は、災害時において、第1章 総則編で記した目的、および第2章 機能編で記した権能の発揮を迅速、かつ、的確に行い、執行機関と協力しながら、市の復旧・復興に向け、尽力する役割と責務を有する。

2 議員の役割

議員は、議会の構成員であると同時に、地域の構成員でもある。災害が発生した地域においては、行政とのパイプ役としても信頼される存在でなければならない。

議員は、災害時においては、先ずは地域の一員として、被災者の支援や情報収集、また、行政からの情報を被災者へ迅速、かつ、丁寧伝える役割を担う。

また、議会の構成員としては、災害対策会議や災害調査特別委員会などの議会活動に従事し、復旧・復興に向けた市の団体意思決定、さらには、財源確保等のため、国や県への陳情活動に尽力する役割と責務を有する。

3 執行機関との関係

大規模な災害が発生した場合、執行機関は、避難所の開設・運営や破損した公共インフラの補修・工事、被災状況のとりまとめ等、その業務に忙殺されることが予想される。

このような非常時においては、執行機関に対し、平時における議会对応と同様の対応を求めることはできない。

特に、執行機関への情報提供等に関し、議員個人からの要望等は、人の生命に関わる緊急時を除き、避けなければならない。

議員が把握した情報等は、災害対策会議で集約し、災害対策会議を通じて執行機関との情報共有を図る必要がある。

また、執行機関との情報共有を図る中で、国や県等への陳情活動など、議会独自の活動について、議会内で協議を進める必要がある。

4 議会および議員の動き

大規模な災害が発生した場合における議会および議員の動きについては、発災時から概ね 10 日間までの間と、それ以降で一定の区分を設けることとする。

なお、「概ね 10 日間」については、災害の規模や範囲などによって変動するものである。また、大規模な災害が定例会の会期中に起こった場合と会期外に起こった場合とでは、対応も変わってくることになる。

下記の表は、大規模な災害が会期外に発生することを想定しており、会期内に発生した場合は、議会運営に関し、臨機に対応することとなる。

いずれにしても当該判断は、災害対策会議で行うものとする。

また、大規模な災害発生時における議会および議員の動きについては、「第 3 章 行動編 1 議会の役割、2 議員の役割」に基づき行動するものとする。

(会期外に大規模な災害が発生した場合を想定)

大規模な災害発生時から概ね 10 日間までの間	
議会の活動	議員の行動
(1) 災害対策会議の発動 災害対策会議を始動する。災害対策会議については、第 4 章 議会災害対策会議編で規定する。 (整理する事項) ① 議員の安全確認 ② 今後の活動見通しを検討 (主な活動内容) ① 執行機関の災害対策本部との連携 ② 議員からの情報整理 ③ 執行機関への情報提供 ④ 執行機関の災害対策本部からの情報整理、議員への伝達	(1) 安全確認・確保 ラインワークス等を通じて、自身の状況を議会事務局へ報告する。また、自身および家族の安全を確保する。 (2) 地域における支援活動・情報収集活動 まずは、自らが所属する自治会の災害救援活動に協力、支援を行う。また、あわせて情報収集を行う。 情報収集に当たっては、公共インフラの破損状況、避難所の状況等、災害対策会議への情報提供、および後の復興への議論に向けた論点を整理しながら行う。 なお、土砂崩れ等の発生現場など、2 次災害の発生が懸念される場合など、危険な場所への立ち入りは極力控えるものとする。

大規模な災害発生時から概ね 11 日以降	
議会の活動	議員の行動
(1) 災害対策会議の継続運営 (主な活動内容) ① 執行機関の災害対策本部との連携 ② 議員からの情報整理 ③ 執行機関への情報提供 ④ 執行機関の災害対策本部からの情報整理、議員への伝達 ⑤ 情報収集活動 ⑥ 情報の整理 集めた情報を整理し、執行機関と調整しながら、国・県への要望事項の検討を行う。 ※ 11 日以降の災害対策会議の活動に関しては、議会が早期に開催され、災害調査特別委員会が設置された場合は、その	(1) 地域における支援活動・情報収集活動 継続して、地域における支援活動、情報収集活動を行う。 (2) 地域市民への情報提供 災害対策会議からの情報を地域の被災された市民等へ情報提供を行う。 また、引き続き情報収集を行う。

所掌事務中、災害調査に関する事項は、当該委員会に引き継ぐものとする。 (2) 議会の開会に向けた準備 議会の開会には、市長の告示行為が必要であることから、執行機関と調整の上、議会開会に向けた準備を行う。 執行機関に議案がない場合は、災害調査特別委員会の設置を議題とし、市長に告示行為を依頼する。 なお、議会の開会は、概ね 30 日後を目安とする。 ※ 議会開催時期は、災害の規模等により個別に判断する。 (3) 議会の開会 定例会または臨時会において、災害調査特別委員会を設置し、その活動を開始する。 災害調査特別委員会については、第 5 章議会災害調査特別委員会編で規定する。 また、執行機関からの議案提出がある場合は、これを審議し、議決する。 (4) 災害調査特別委員会の活動 災害対策会議から情報等を引き継ぎ、また、新たに調査活動を行う。 (主な活動内容) ① 調査、情報整理 ② 国・県への要望事項の整理 ③ 他の被災自治体議会との連携検討 ④ 国・県への要望活動 ⑤ 災害復興計画等の審議	(3) 議会活動への従事 災害対策会議による調査、議会本会議等への出席、災害調査特別委員会の活動に従事する。 ※ 国・県への要望活動に当たっては、政治的に多様な人の集団である議会の特性を生かした効果的な活動を行う。
--	--

※ 災害時にあっては、執行機関は避難所の運営や公共施設の復旧等に忙殺されることから、議会の活動は、執行機関との連携を取りつつも、執行機関の活動を阻害することがないように留意する。

議員個人から執行機関への情報提供等については、人命に関わる緊急事態を除き、控えるものとする。

また、本会議等の開催に当たっては、執行機関の提出議案の審議は別とし

て、議会内部の意思決定（機関意思の決定という。）を行う案件については、執行機関の出席要求はせず、議会独自で行うこととする。

なお、議会への出席に係る執行機関への配慮期間は、災害の規模、範囲等を勘案の上、概ね 30 日間を一定の目安とする。

（会期内に大規模な災害が発生した場合における検討事項の例）

要検討項目	内容	備考
会期の延長	議案審議の期間を延長することや災害調査特別委員会の設置など、議決事項に係る案件を整理するため、必要がある場合には、会期の延長を行う。	会議規則 § 6
会議時間の短縮・延長	同日の会議進行について、協議の上、必要がある場合には、同日の会議時間の短縮・延長を行う。	会議規則 § 9
議事日程の変更等	同日の議事日程を変更する必要がある場合には、会議において日程の変更を決定する。	会議規則 § 21
休日の会議の開催	議案や災害調査特別委員会の設置等、可及的速やかに議決しなければならない場合等必要がある場合には、休日における会議の開催を決定する。	会議規則 § 10
一般質問等の取扱い	一般質問等の実施の有無等について、協議を行い、その取扱いについて決定する。	議決事項以外
委員会付託の実施または省略	議案を委員会付託する前にあっては、議案の審査方法等について協議の上、決定する。	会議規則 § 37

第4章 議会災害対策会議編

(趣旨)

第1条 この章の規定は、米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）別表に規定する議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策会議の始動時期)

第2条 災害対策会議は、米原市災害対策本部条例（平成17年米原市条例第160号）第1条に規定する災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、議長が必要と認めたときに始動する。

(災害対策会議の組織)

第3条 災害対策会議は、議員全員で構成し、災害対策会議の内部機関として、本部会議を設置する。

2 本部会議は、議長、副議長、議会運営委員長、各常任委員長で構成する。

3 本部会議を構成する役職者に事故あるときは、各委員会にあっては、副委員長が、正副議長あっては、議員の中で年長者がその任に当たるものとする。

(招集および統轄)

第4条 災害対策会議および本部会議の招集は議長が行う。

2 議長は、災害対策会議および本部会議を統轄する。

(災害対策会議の所掌事務)

第5条 災害対策会議の所掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 議員の安否確認に関すること。

(2) 情報の収集、整理および市本部との連携に関すること。

(3) 各議員への情報伝達に関すること。

(4) 災害調査に関すること。

(本部会議の所掌事務)

第6条 本部会議の所掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 災害対策会議の運営等に関する方針を協議すること。

(2) 議会の開催時期等、以降の方向性を協議すること。

(議会災害調査特別委員会への引継ぎ)

第7条 議会において議会災害調査特別委員会（以下「災害調査特別委員会」という。）が設置された場合は、第5条に定める災害対策会議の所掌事務中、災

害調査に関することは、災害調査特別委員会に引き継がれるものとする。

(その他)

第8条 この章に定めるもののほか必要な事項は、本部会議で協議の上決定する。

【参考資料】

■ 災害対策会議の始動の目安

市の災害対策本部設置の基準を参考として記載する。

風水害	・大雨に関する警報が発表され、かつ、大規模災害が発生し、または発生するおそれがあるとき ・その他市長が必要と認めたとき
※「大雨等に関する警報」とは、大雨、洪水、暴風警報等をいう	
地震	・市内において、震度5強の地震が発生したとき
原子力災害	・県より、施設敷地緊急事態（フェーズ3）または全面緊急事態（フェーズ4）の連絡を受けたとき ・その他市長が必要と認めたとき

第5章 議会災害調査特別委員会編

(目的)

第1条 この章の規定は、議会において議会災害調査特別委員会（以下「災害調査特別委員会」という。）を設置する場合における、同委員会の所掌事務および組織等をあらかじめ定めておくことにより、同委員会の迅速かつ円滑な活動を図ることを目的とする。

(災害調査特別委員会設置に係る発議)

第2条 災害調査特別委員会設置に係る発議は、議会運営委員会が担当する。

(災害調査特別委員会の組織)

第3条 災害調査特別委員会の委員は、議員全員で構成する。

2 災害調査特別委員会の正副委員長は、予算・決算常任委員会の正副委員長がそれぞれ兼ねるものとする。

3 災害調査特別委員会は、災害調査を分担して行う必要があると認めるときは、次の各号に規定する小委員会を設置することができる。

(1) 総務産業建設小委員会

(2) 民生教育小委員会

4 前項に規定する小委員会が設置された場合は、総務産業建設常任委員会および民生教育常任委員会がそれぞれその任に当たるものとする。この場合において、それぞれの小委員会における委員長および副委員長は、総務産業建設常任委員会ならびに民生教育常任委員会の正副委員長が兼ねるものとする。

(災害調査特別委員会の所掌事務)

第4条 災害調査特別委員会の所掌事務は、概ね次の各号に定める事務を想定する。

(1) 市内の被災状況の調査

(2) 国、県への要望事項のとりまとめ

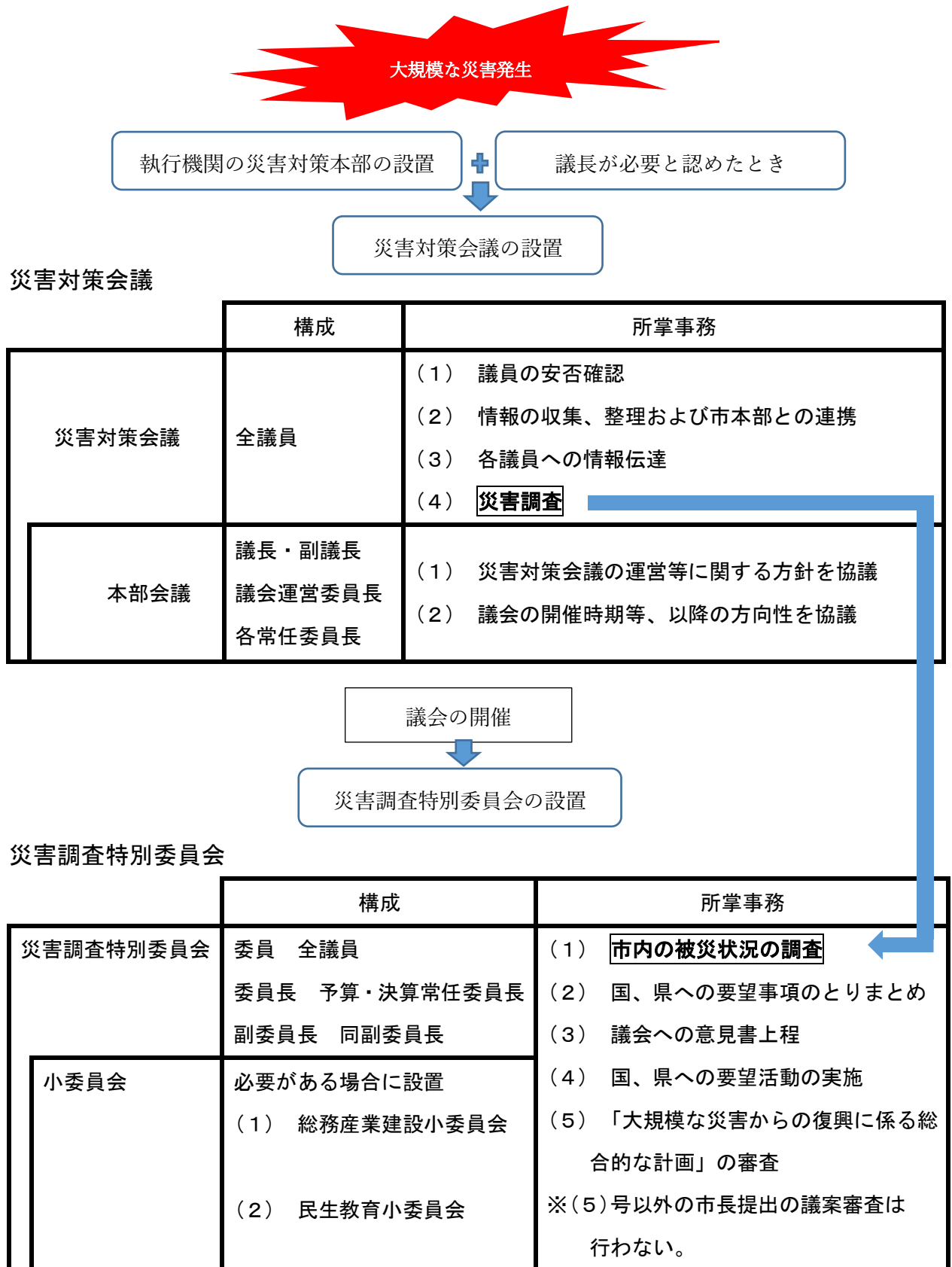
(3) 議会への意見書上程

(4) 国、県への要望活動の実施

(5) 議会基本条例（平成25年米原市条例第20号。）第16条第1項第4号に規定する「大規模な災害からの復興に係る総合的な計画」の審査

2 災害調査特別委員会は、前項第5号に掲げるものを除き、市長提出の議案に係る審査は行わないものとする

【災害対策会議および災害調査特別委員会に係る概略図】



第6章 重大な感染症への対策編

1 重大な感染症への対策と議会機能の維持

2019年（令和元年）12月、中国武漢市から広がった新型コロナウイルス感染症は、全世界に猛威を振るい、我が国のみならず全世界の経済情勢等に多大な損害をもたらした。

同ウイルス感染症は、武漢市で初めて感染が確認されて以降、約3年半の期間を経て、2023年（令和5年）5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上、5類相当となり、ようやく沈静化がみられた。しかし、2024年（令和6年）現在でも、新たな変異株による感染が世界各国で広がっている。

世界的なパンデミックを引き起こした感染症下において、我が国においても様々な感染防止対策が取られ、各自治体議会においても様々な感染防止対策が講じられてきた。本市議会においても、感染拡大を防止する観点から、アクリル板の設置や、ソーシャルディスタンスの確保、傍聴の制限や消毒の徹底、一般質問時間の短縮等、様々な対策を講じて議会を運営してきたところである。

全国の自治体議会では、議会運営において、一般質問の時間短縮や人数制限、文書質問に代えるなど、半ば、議会機能を縮小した感染拡大防止対策が講じられたが、このことが有益な感染症への対策であったか否かについて反省する必要がある。これは、本市においても同様である。

もちろん、重大な感染によるパンデミックをもたらすおそれのあるウイルス等の感染力や感染経路、人体にもたらす影響など、個別具体的に検討を要するものではあるが、「感染拡大防止の公益性」と「議会機能の維持の公益性」の観点を比較衡量し、対応策を検討しなければならない。これが、先の新型コロナウイルス感染症下における議会の感染防止対策に係る反省事項である。

2 重大な感染症下における対応策の指針

重大な感染症下における対応策を策定するに当たっては、上記1を踏まえ、以下の点をその指針とする。

- ① 感染症下においても議会機能を維持することを最優先とする。

- ② 感染症法における分類や感染症の性質を勘案の上、適切な対策を講じる。
- ③ 議会内における平時からの感染拡大防止対策を徹底する。
- ④ 傍聴制限については、②③をもとに対策を講じた上、極力制限を加えないものとする。

3 感染症下に係る定義

(1) 重大な感染症下とは

市内において、感染症法上の分類による類型中、以下の類型による感染症により、本市を含む地域を対象に、緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置等が行われている状況下をいう。

【感染症法上の類型】

類型	条文	感染症の例	建物等物的制限の例	人的制限の例
一類感染症	§ 6-2	エボラ出血熱、コンゴ出血熱、ペスト等	建物立入り制限 汚染場所の消毒	検体採取 健康診断 就業制限 入院
二類感染症	§ 6-3	結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ（政令で定めるもの）等	汚染場所の消毒	検体採取 健康診断 就業制限 入院
三類感染症	§ 6-4	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	汚染場所の消毒	健康診断 就業制限
四類感染症	§ 6-5	E 型・A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、マラリア等	汚染場所の消毒	
新型インフルエンザ等感染症	§ 6-7	新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、免疫を獲得されていないもの 再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	汚染場所の消毒	検体採取 健康診断 就業制限 外出禁止勧告 入院
新感染症	§ 6-9	人から人へ伝染する感染症で、既知の感染症の疾病と病状、治療の結果が異なるもので、罹患した場合の病状の程度が重篤であるもの	汚染場所の消毒	検体採取 健康診断 入院等 外出禁止勧告

(2) 重篤な感染症下とは

議員および議会事務局内において、感染症法上の類型中、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症の罹患者が発生している状態、または執行機関の職員に一類感染症の罹患者が発生している状態をいう。

※上記の類型を重篤な感染症としたのは、罹患した場合、健康診断や外出禁止勧告、さらには、一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス感染症および新感染症では、入院等の措置があり、感染防止の観点から、特に留意する必要があることによる。

※一類感染症が発生した場合は、建物等物的制限が発生する可能性があることから、執行機関の職員に一類感染症罹患者が発生した場合を含むものとする。

4 各感染症下における議会機能の維持

(1) 重大な感染症下における対策

ア) 保健所の指示による措置

重篤な感染症下においては、保健所の指示に基づき、施設および設備の消毒を実施する。

イ) 一類感染症が発生した場合の措置

一類感染症が発生した場合は、感染症法により、建物への立入りが制限される可能性がある。この場合は、執行機関と連携の上、会議を開催する場所や会議の運営方法、会議の再開時期等について協議を行う。

ウ) 会議の開催（本会議・委員会等）

原則として、通常どおり会議を開催する。

ただし、一類感染症が発生した場合において、保健所による指示がある場合は、個別に判断する。

エ) 行政視察の実施、受入れ

原則として、通常どおり実施する。

ただし、市内および視察先の感染状況等により、個別に判断する。

オ) 傍聴

原則として、通常どおり受け入れるものとする。

ただし、感染経路把握のため、傍聴者の住所、連絡先電話番号の記載を求める。

カ) 感染防止対策

感染防止対策として、以下の対策を実施する。

- ・パーテーションの設置
- ・手洗い、うがいの励行
- ・消毒薬の設置
- ・マスクの着用
- ・机等設備の消毒
- ・着席位置の離隔確保

キ) 議員が罹患等した場合の対策

議員が当該感染症に罹患した場合や濃厚接触者となった場合は、次の(2)「重篤な感染症下における対策」の例により対処するものとする。

(2) 重篤な感染症下における対策

ア) 罹患対象者の措置

医療機関および保健所（以下「医師等」という。）の指示に従い、治療に専念する。また、医師等の指示に基づく期間は、登庁しないこととする。

さらに、以下の項目について、議長へ報告するものとする。

- ・罹患した感染症名
- ・入院等の状況（入院の有無、入院先医療機関名、入院予定期間等）
- ・罹患したと思われる日
- ・ウイルス等の潜伏期間を含め、罹患したと思われる日から議長へ報告した日までに登庁した日、および登庁日以外に行動をともにした議員、ならびに協議等により執行機関の職員と接触した場合にお

ける当該者の氏名

※議長は、当該対象者に連絡するものとする。

・医師等の指示事項

イ) 濃厚接触者への措置

家族等が罹患し、自身が濃厚接触者となった場合、医師等の指示する期間は、登庁しないこととする。

また、以下の項目について、議長へ報告するものとする。

・罹患した感染症名

・罹患した者

・家族等が罹患したと思われる日

・ウイルス等の潜伏期間を含め、家族等が罹患したと思われる日から議長へ報告した日までに登庁した日、および登庁日以外に行動をとりにした議員、ならびに協議等により執行機関の職員と接触した場合における当該者の氏名

※議長は、当該対象者に連絡するものとする。

・医師等の指示事項

ウ) 保健所の指示による措置

重篤な感染症下においては、保健所の指示に基づき、施設および設備の消毒を実施する。

エ) 一類感染症が発生した場合の措置

一類感染症が発生した場合は、感染症法により、建物への立入りが制限される可能性がある。この場合は、執行機関と連携の上、会議を開催する場所や会議の運営方法、会議の再開時期等について協議を行う。

オ) 会議の開催（本会議・委員会等）

原則として、通常どおり会議を開催する。

ただし、一類感染症が発生した場合において、保健所による指示がある場合は、個別に判断する。

カ) 行政視察の実施、受入れ

原則として、通常どおり実施する。

なお、上記イ) およびウ) の者については、原則、視察には参加しないものとする。ただし、接触の状況や経過期間、医師等の指示等から、感染のおそれがないと認められる場合は、個別具体的に判断する。

キ) 傍聴

原則として、通常どおり受け入れるものとする。

ク) 感染防止対策

感染防止対策として、以下の対策を実施する。

- ・ パーテーションの設置
- ・ 手洗い、うがいの励行
- ・ 消毒薬の設置
- ・ マスクの着用
- ・ 机等設備の消毒
- ・ 着席位置の離隔確保

(3) その他

感染症法の分類において、上記 3 (1) 感染症の類型の表に該当しない感染症には、季節性のインフルエンザや麻疹等の属する「五類感染症」がある。

五類感染症に罹患等した場合には、医師等の指示に従い行動するものとする。

また、感染症対策は、日頃の手洗い、うがい等、基本的な対策が重要である。議員および議会事務局職員は、議会機能を停滞させることのないよう、日頃から感染症対策に留意するよう努めるものとする。

第7章 オンライン委員会編

(趣旨)

第1条 この章の規定は、米原市議会委員会条例（平成30年米原市条例第35号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第1項の規定により、委員会をオンラインの方法により開催する場合の運営について、同条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 委員会をオンラインの方法で開催する場合は、大規模な災害の発生等または重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難な場合に開催することができるものであることから、委員が委員会の開催場所に参集することができる場合は、当該開催場所への参集を基本とする。

2 委員長および副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、原則として、委員会の開催場所に参集するものとする。

3 条例第15条の2第1項に規定する「大規模な災害等の発生または重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき」とは、次の例による。

(1) 市内全域が被災するような大規模な災害が発生し、道路が寸断されるなど、委員定数の過半数以上が委員会の開催場所に参集できないと認められるとき。

(2) 市内の一部地域で災害が発生し、道路が寸断されるなど、当該地域に居住する委員の参集が見込めない場合であって、当該委員から委員会へのオンラインの方法による出席の申出があり、委員長がこれを認めたとき。

(3) 「第6章 重大な感染症への対策編 3 感染症下に係る定義 (1) 重大な感染症下とは」に記載する状況下であって、かつ、委員定数の過半数以上が委員会の開催場所に参集できないと認められるとき。

(4) 「第6章 重大な感染症への対策編 4 各感染症下における議会機能の維持 (2) 重篤な感染症下における対策 イ) 濃厚接触者への措置」に記載する濃厚接触者である委員から委員会へのオンラインの方法による出席の申出があり、委員長がこれを認めたとき。

4 前項第2号および第4号の申出は、当該委員会開催の2日前までに口頭ま

たは電子メール等で申出なければならない。

- 5 委員長は、オンラインの方法により委員会を開催することを決定した場合は、議員全員に対し、速やかに周知するものとする。

(対象委員会)

第3条 オンラインの方法により出席できる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 各常任委員会
 - (2) 議会運営委員会
 - (3) 予算・決算常任委員会各分科会
 - (4) 特別委員会（ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定に基づき設置する特別委員会を除く。）
 - (5) 米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第168条の規定に基づく協議の場合
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会を会議規則第112条に基づく秘密会で開催するときは、オンラインの方法による対象とはしない。

(オンラインの方法による出席等の届出等)

第4条 委員会条例第15条の2第2項に規定するオンラインの方法による出席に係る届出は、「オンラインの方法による委員会への出席に係る届出書（様式第1号）」により、オンラインの方法による委員会開催の決定があった日から、当該委員会開催日の前日までに届出なければならない。

- 2 会議規則第117条第3項の規定に基づき、委員外議員がオンラインの方法により、説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、「オンラインの方法による発言届出書（様式第2号）」により、オンラインの方法による委員会開催の決定があった日から、当該委員会開催日の前日までに届出なければならない。
- 3 会議規則第143条第3項の規定に基づき、請願の紹介議員がオンラインの方法により説明することを希望するときは、「オンラインの方法による紹介理由等説明届出書（様式第3号）」により、オンラインの方法による委員会開催の決定があった日から、当該委員会開催日の前日までに届出なければならない。
- 4 委員会条例第27条第3項の規定に基づき、公述人がオンラインの方法により公聴会で意見を述べることを希望するときは、「オンラインの方法による口

述申出書（様式第４号）」により、オンラインの方法による委員会開催の決定があった日から、当該委員会開催日の前日までに申出なければならない。

５ 委員会条例第３１条第３項の規定に基づき、参考人がオンラインの方法により委員会で意見を述べることを希望するときは、「オンラインの方法による口述申出書（様式第４号）」により、オンラインの方法による委員会開催の決定があった日から、当該委員会開催日の前日までに申出なければならない。

６ 委員長は、前２項の規定による申出があったときは、その適否を決定する。

７ 前項による決定は、公述人または参考人に対し、速やかに通知するものとする。

（本人確認等）

第５条 委員長は、委員会の開催前および再開前にオンラインの方法で委員会に出席する委員、委員外議員、紹介議員および参考人ならびに公述人（以下「オンライン委員等」という。）の本人確認を行うものとする。

２ 前項に規定する本人確認は、オンライン委員等を映像および音声により確認するものとする。

３ オンライン委員等は、前２項の規定により本人確認を行った結果、本人であることが確認された場合にオンラインによる方法で委員会に出席または参加することができることとする。

（オンライン委員等の責務）

第６条 オンライン委員等は、通信環境を良好に保ち、常に映像および音声の送受信について支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） オンラインの方法による委員会に参加する場所は、当該オンライン委員等の自宅または事務所等で、周囲に喧騒がない場所とすること。

（２） 適切な情報セキュリティ対策を講じること。

（３） 第１号の場所には、オンライン委員等以外の者を入れないこと。

（４） 自身以外の映像または音声が入り込まないようにすること。

２ オンライン委員等は、委員会開催予定時刻の３０分前までに、議会事務局職員との間で映像および音声支障なく送受信できていることを確認するものとする。

３ オンライン委員等は、議員貸与タブレットのほかにオンラインの方法に必

要となる設備（パソコン、通信環境等）を自身で確保するものとする。

（表決の方法）

第7条 オンラインの方法による委員会における表決は挙手により行うものとし、委員会開催場所に参集した委員およびオンラインの方法により出席した委員で同時に行うものとする。

2 オンラインの方法による委員会では、投票による表決は行わない。

3 通信障害等により、オンラインの方法により出席した委員の本人確認ができないときは、当該オンラインの方法により出席した委員は、表決に加わることはできない。

4 オンラインの方法による委員会における選挙は、指名推薦以外の方法は行わない。

（通信障害等が発生した場合の取扱い）

第8条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等により、オンライン委員等の状態が映像によって確認できない場合であって、通信状況等を確認してもなおオンライン委員等の状態が確認できないときは、当該オンライン委員等は、退出したものとみなすことができる。

（秩序保持に関する措置）

第9条 オンラインの方法により出席する委員に対する委員会条例第24条第2項の規定に基づく発言の禁止の措置は、委員長が、当該委員の音声を遮断することで行うものとする。

2 オンラインの方法により出席する委員に対する委員会条例第24条第2項の規定に基づく退場の措置は、委員長が、当該委員の映像および音声を遮断することで行うものとする。

3 オンラインの方法により委員会に参加等する委員外議員および請願紹介議員に対する秩序保持に関する措置については、前2項の規定を準用する。

（公述人および参考人に対する秩序保持に関する措置）

第10条 オンラインの方法により出席する公述人に対する委員会条例第28条第3項の規定に基づく発言の制止または退席に係る措置は、前条第1項および第2項の規定を準用する。

2 オンラインの方法により出席する参考人に対する発言の制止または退席に係る措置は、前条第1項および第2項の規定を準用する。

(除斥の取扱い)

第 11 条 委員長は、オンラインの方法による出席委員が委員会条例第 18 条の規定による除斥対象となるときは、当該委員の映像および音声を遮断する。ただし、同条ただし書の規定による場合は、この限りではない。

(説明員のオンラインによる出席)

第 12 条 説明員のオンラインの方法による委員会への出席は、原則として認めないものとする。

(委員会記録へのオンライン委員等の記録)

第 13 条 オンラインの方法により開催した委員会の記録には、委員会をオンラインにより開催した旨およびオンライン委員等がオンラインによる方法で出席および参加した旨を記載するものとする。

(補則)

第 14 条 この章に定めるもののほか、オンラインの方法による委員会の開催については、議会運営委員会で協議の上、決定するものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

委員長様

委員名 _____

オンラインの方法による委員会への出席に係る届出書

1 委員会開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより出席を希望する理由

☐ 第2条第3項第1号による

☐ 第2条第3項第2号による

（詳細な理由 _____）

☐ 第2条第3項第3号による

☐ 第2条第3項第4号による

（詳細な理由 _____）

3 オンラインにより出席する場所

☐ 自宅

☐ 事務所

☐ その他（ _____）

4 オンラインに利用する機材

☐ 議員貸与タブレット

☐ パソコン

☐ その他（ _____）

☐ ウイルス対策

※ この様式は、委員用です。

※ この届出は、委員会をオンラインで開催する旨の決定があった日から、委員会の開催日前日までに提出してください。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

委員長様

議員名 _____

オンラインの方法による発言届出書

1 委員会開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより参加を希望する理由

☐ 第2条第3項第1号による

☐ 第2条第3項第2号による

（詳細な理由 _____）

☐ 第2条第3項第3号による

☐ 第2条第3項第4号による

（詳細な理由 _____）

3 オンラインにより参加する場所

☐ 自宅

☐ 事務所

☐ その他（ _____）

4 オンラインに利用する機材

☐ 議員貸与タブレット

☐ パソコン

☐ その他（ _____）

☐ ウイルス対策

※ この様式は、委員外議員用です。

※ この届出は、委員会をオンラインで開催する旨の決定があった日から、委員会の開催日前日までに提出してください。

※ この届出があった場合でも委員外議員の発言は、委員会に諮って決定されるため、この届出の提出をもって事前に発言を許可するものではありません。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

委員長様

紹介議員名 _____

オンラインの方法による紹介理由等説明届出書

1 委員会開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより出席を希望する理由

☐ 第2条第3項第1号による

☐ 第2条第3項第2号による

（詳細な理由 _____）

☐ 第2条第3項第3号による

☐ 第2条第3項第4号による

（詳細な理由 _____）

3 オンラインにより出席する場所

☐ 自宅

☐ 事務所

☐ その他（ _____）

4 オンラインに利用する機材

☐ 議員貸与タブレット

☐ パソコン

☐ その他（ _____）

☐ ウイルス対策

※ この様式は、請願紹介議員用です。

※ この届出は、委員会をオンラインで開催する旨の決定があった日から、委員会の開催日前日までに提出してください。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

委員長様

公述人・参考人

氏 名 _____

連絡先Tel _____

オンラインの方法による口述申出書

1 委員会開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより出席を希望する理由

[理由（詳細に記述）]

3 オンラインにより出席する場所

☐ 自宅

☐ 事務所

☐ その他（ ）

4 オンラインに利用する機材

☐ パソコン

☐ その他（ ）

☐ ウイルス対策

※ この様式は、公述人・参考人用です。

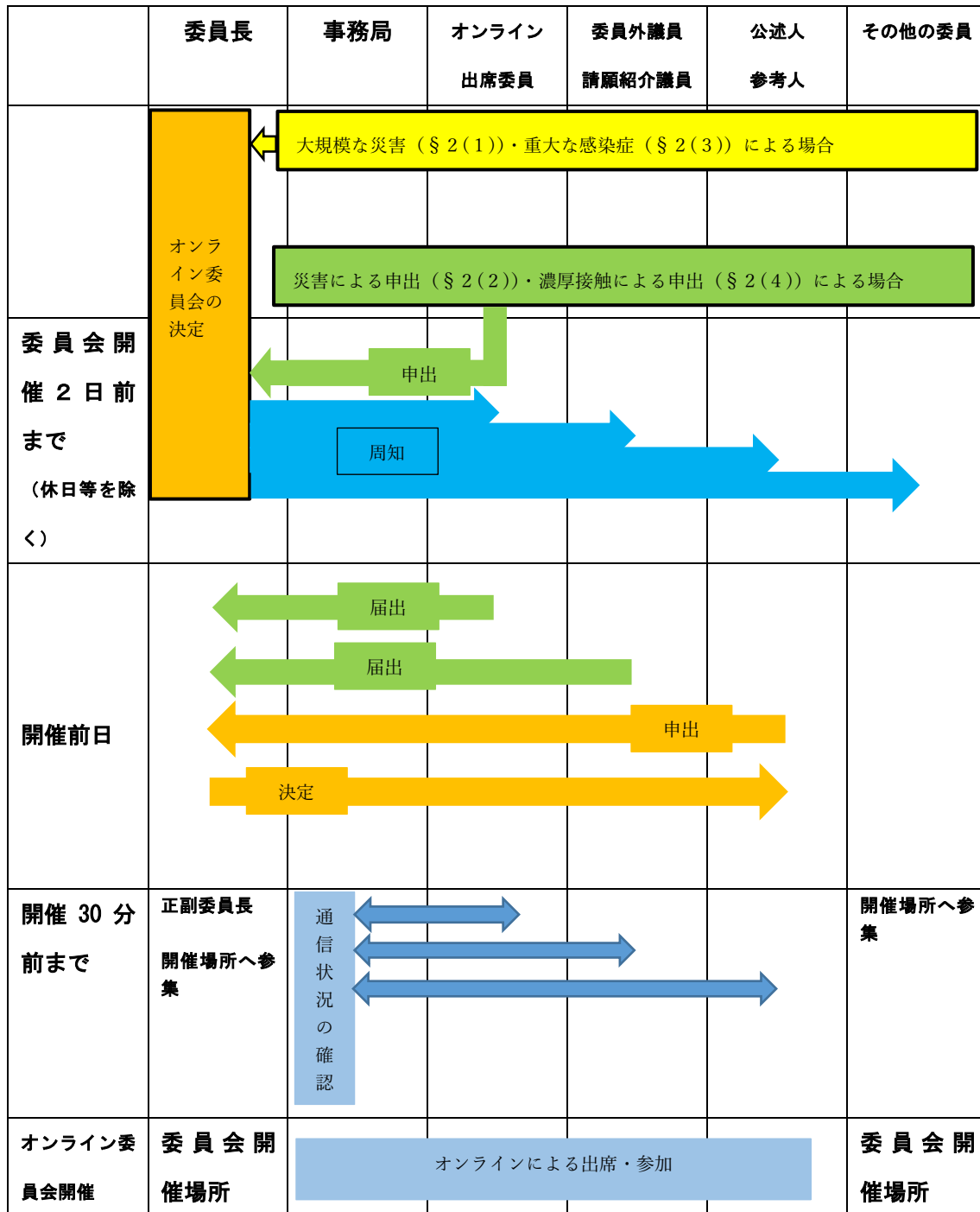
※ この届出は、委員会をオンラインで開催する旨の決定があった日から、委員会の開催
日前日までに提出してください。

※ オンラインの方法により出席を希望できるのは、委員会がオンラインの方法により開催することが決定された場合のみです。

※ 申出された場合であっても許可されない場合があります。

※ 本申出に記載いただいた個人情報は、当該手続等の目的以外には使用いたしません。

2 オンライン委員会の流れ【概略図】



第8章 その他

大規模な災害の発生、および重大な感染症が発生した場合等における議会機能の維持について、その基本となる事項については、前各章において記述したとおりである。しかしながら、災害の規模や範囲、また、感染症の状況などは、一律に規定できるものではない。よって、個別具体の状況においては、前各章を参考にしつつ、議会機能の維持に向けた対策を講じる必要がある。

付 則 制定・改正の履歴

- 1 新規制定 2024 年（令和 6 年）10 月 11 日